

夢洲地区の駐禁要請

海コン協も連名

協会
トシ部
大海コ

大ト協海上コンテナ部会(山口与嗣雄部会長)は5月15日、研修センターで役員会を開き、違法なシャーシ切り離しが目立つ大阪・南港の夢洲地区で、駐車規制を実施するよう、大阪市港湾局に要請することを決めた。阪神港海上コンテナ協会と連名で申し入れる。

大ト協海コン部会ではこれまでも咲洲、夢洲両地区で違法なシャーシ切り離しを行わないよう、海コン事業者に周知する一方、市港湾局と合同で夜間パトロールも実施してい

る。このため、以前に比べ違法シャーシは減少してきているが、翌日のゲート入構の順番確保のためのシャーシ切り離しはなお減少していない。

港湾局長あての要請文ではこうした事情を説明したうえで、「こうした悪質な違法シャーシの切り離しは、交通事故を誘発する危険性だけでなく、適正な事業経営に努める事業者を阻害するもの」と指摘、速やかな対応を求めている。

同部会によると、夢洲地区は臨港道路、道路交通法上の駐車違反の対象にはならないため、車庫法違反で大阪運輸支局に通報しているが、根本的な解決にはつなげていないという。このため、市港湾局が大阪府警と協力して夢洲地区の道路を駐車規制の対象とするよう求めている。

4月初旬に実施した夜間パトロールでは、咲洲地区で9台の違法シャーシを発見、舞洲・夢洲地区では15台あった。

一方、定時総会は時間的な制約があるとして、今年も事前に部会員から質問を受け付け、回答する場を6月7日に設けることとした。定時総会は6月21日に開催を予定している。

夢洲と同様に臨港道路である舞洲、咲洲両地区ではすでに時間指定の駐車規制が行われており、同部会では夢洲でも実施可能と判断、日常の海コン業務に支障がない午後9時から翌日午前8時までの時間帯で規制を実施するよう要請する。

要請日時は5月下旬をメドに市港湾局と調整、海コン協会の会長でもある山口部会長(近畿木材運輸)、同協会副会長の上橋將良副部会長(泉州物流サービス)らが市港湾局を訪れる予定にしている。